

## 第2章 進行管理

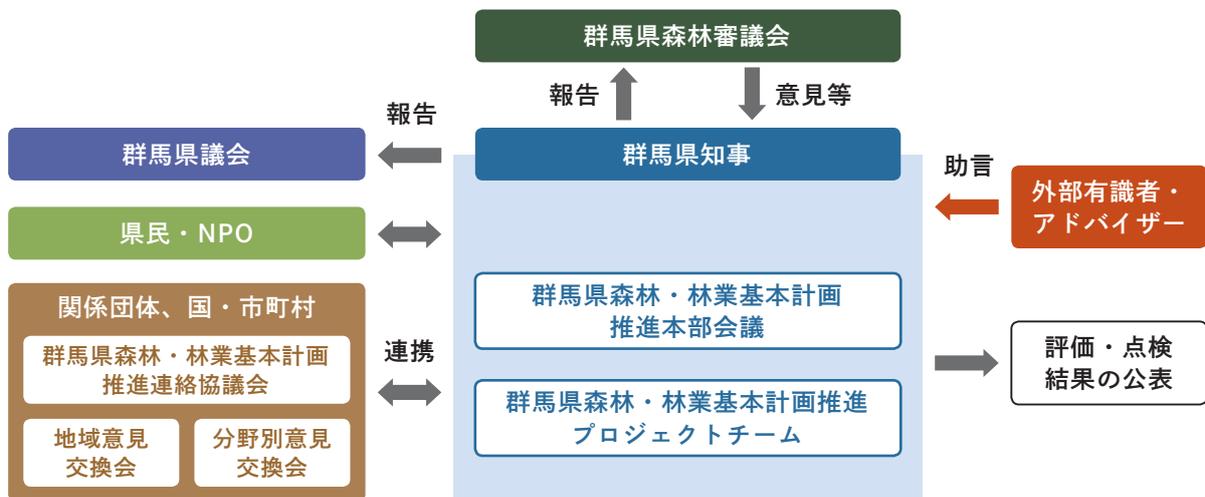
### 1 計画の推進体制

先人たちが築きあげてきた本県の豊かな森林資源を循環利用することにより、持続可能な森林経営を確立し、自立した林業・木材産業によって森林資源と資金が循環している自立分散型社会の実現を目指すという目標に向けて、この計画を実効性あるものにする必要があります。

このためには、県をはじめとした県内の森林・林業関係者が、厳しい現状認識を共有した上で、それぞれが責任を持って行動し、一致団結して取組を推進していくことが重要です。

このため、森林・林業・木材・特用林産関連産業等の関連団体、県、市町村等からなる群馬県森林・林業基本計画推進協議会（仮）を県及び各地域に設置し、施策の評価・点検・改善を行います。

また、常に幅広い知見や視点による改革を進めるため、新たに設置する外部有識者・アドバイザーからの助言を踏まえて、官民共創によって本計画を推進します。



## 2 計画の管理・公表

### (1) 進行管理

本計画については、指標と数値目標を設定し、施策の進行状況を管理します。

### (2) 評価・点検

「群馬県森林・林業基本計画推進協議会(仮)」において、毎年度、施策の評価・点検を行った上で、群馬県森林審議会へ報告します。

### (3) 公表

施策の評価・点検結果については、群馬県ホームページ、各種広報手段等により毎年度公表します。

### (4) 改善

計画の前提となっている事項や社会経済情勢等の大きな変化があった場合には、必要に応じ計画内容について見直しを行います。

また、評価結果や群馬県森林審議会、外部有識者・アドバイザーからの意見に基づき施策や数値目標の見直しを適宜行うとともに、計画策定から5年が経過する2025年度には指標の進捗状況を考慮し中間見直しを行います。